

平成 21 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 丸八倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊洋三
(コード番号 9313 東証第二部)
問合せ先 総務部長 佐々木光昭
(TEL . 03 - 5620 - 0809)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 2 月 26 日開催予定の第 113 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の理由

(1) 平成21年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されたことから、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものがあります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けております。

(2) 上記の変更に伴い、条数の繰上げを行うものであります。

(3) 変更案第 9 条第 2 号に「剰余金の配当を受ける権利」を新設し、それに伴い、第 2 号を第 3 号に、第 3 号を第 4 号に号数を繰下げるものであります。

(4) 変更案第22条の役付取締役に副社長を追加するものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年 2 月26日

定款変更の効力発生日 平成21年 2 月26日

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(新設)</p> <p>— 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>— 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p><u>剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p>— 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>— 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第22条(条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第46条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第21条(現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第45条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条から第3条までは、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以上